

い、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善しようとするものであります。

その内容は、裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める判事補の報酬及び五号以下の簡易裁判所判事の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表に定める九号以下の検事の俸給及び二号以下の副検事の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額におおむね準じて、それぞれこれを増額し、これらの改正を本年四月一日にさかのぼって適用しようとするものであります。

当委員会においては、十月十三日両法律案の提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行い、十七日質疑を終了し、直ちに採決の結果、両法律案は多数をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(保利茂君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 両案を一括して採決いたしました。

げるものとすること。

第八に、この法律は、保険料率の引き上げを除

き、公布の日から施行することとし、昭和五十八

年六月三十日までに廃止するものとすること

等であります。

本案は、特定不況地域において、雇用事情が著しく悪化している現況にかんがみ、失業の予防、離職者の再就職の促進等について特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、特定不況地域とは、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき政令で定める区域及びその近隣区域のうち、その地域に居住する離職者等について特別の措置を講ずる必要があるものと

として、労働大臣が指定する地域をいうものとす

ること、

第二に、特定不況地域における失業の予防及び

再就職の促進について、国、地方公共団体及び事

業主等の責務を明らかにするものとすること、

第三に、特定不況地域離職者に対し、国及び雇

用促進事業団は、必要な職業訓練を実施するものとし、公共職業安定所は、求人の開拓、職業指導

の実施及び就職のあっせん等の必要な措置を講ずるものとすること、

第四に、四十歳以上の特定不況地域離職者であつて、雇用保険または船員保険の受給資格者である者のうち、一定の要件に該当するものについては、九十日の延長給付を行うことができるものとすること、

第五に、特定不況地域の事業主に対しては、雇用安定事業を実施するとともに、特定不況地域離職者の雇い入れの促進のため雇用改善事業として必要な措置を講ずるものとすること、

第六に、労働大臣は、特定不況地域において、特定不況地域離職者の吸収率を定めること

ができるものとすること、

第七に、昭和五十四年四月一日から雇用保険の保険料率を労使それぞれ千分の〇・五ずつ引き上げること

ることができます。

第二に、届け出から勧告までの期間を現行の三

カ月を四カ月とし、さらに必要に応じて二カ月の延長を行うことができるところとし、一方、勧告の届け出を行ふことは期間の短縮を行う

【橋口隆君登壇】

○橋口隆君 ただいま議題となりました特定不況地域離職者臨時措置法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

【本号末尾に掲載】

〔本号末尾に掲載〕

て、日程は追加せられました。

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案

律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長始閑伊平君。

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔始閑伊平君登壇〕

○始閑伊平君 ただいま議題となりました同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、同和対策事業に対して必要な特別の措置を引き続き講ずるため、昭和五十四年三月三十日限り効力を失うこととされている同和対策事業特別措置法の有効期限を、昭和五十七年三月三十一日まで三年間延長しようとするものであります。

本案は、本十八日本委員会に付託され、稻村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、これを終了、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ各派共同提案に係る附帯決議が全会一致をもつて付されました。

附帯決議は次のとおりであります。

政府は、同和問題の重要性にかんがみ、この問題の早急な解決を図るために、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一、法の有効期間中に、実態の把握に努め、速

やかに法の総合的改正及びその運営の改善について検討すること。

一 同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること。

一、同和問題に関する事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後八時三十二分散会

出席國務大臣

法務大臣 濑戸山三男君
通商産業大臣 河本敏夫君
運輸大臣 福永健司君
郵政大臣 安司君
労働大臣 藤井勝志君
國務大臣 稲村佐近四郎君
國務大臣 熊谷太三郎君

力委員会及び原子力安全委員会設置法第五条第

一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、公正取引委員会委員に内田秀雄君、吹田徳雄君、田島英三君、御園生圭輔君及び山本寛君を任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第二十二条及び第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、公正取引委員会委員に野口一郎君を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第

二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、公安審査委員会委員に荻原伯永君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に佐方信博君、高橋武彦君、原俊之君、春野鶴子君、山口恒則君及び吉武信君を任命し

たいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に丸川徳重君及び川鍋秋藏君を任命したいので、日本電信電話公社法第十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今十八日、内閣から、労働保険審査会委員に大塚達一君を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領し

た。

一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

木原

実君

山花

貞夫君

新井

彬之君

田川

誠一君

井上

一成君

中原

泰幸君

沖本

泰幸君

小林

正巳君

井上

一成君

中原

泰幸君

中原

実君

新井

彬之君

田川

誠一君

中原

泰幸君

大蔵委員	辞任	補欠	大蔵委員	辞任	補欠	大蔵委員	辞任	補欠	大蔵委員	辞任	補欠
小瀬	元晴君	松永	川田	正則君	辻	英雄君	川田	正則君	小瀬	元晴君	松永
佐野	嘉吉君	檜崎弥之助君	寺前	巖君	東中	英雄君	寺前	巖君	佐野	嘉吉君	小瀬
阿部	昭音君	檜崎弥之助君	阿部	昭音君	阿部	昭音君	阿部	昭音君	阿部	嘉吉君	佐野
山崎	武三郎君	檜崎弥之助君	山崎	武三郎君	山崎	武三郎君	山崎	武三郎君	山崎	武三郎君	山崎
永原	稔君	前尾繁三郎君	永原	健三郎君	永原	健三郎君	永原	健三郎君	永原	稔君	永原
山口	敏夫君	前尾繁三郎君	山口	敏夫君	山口	敏夫君	山口	敏夫君	山口	敏夫君	山口

日委員辭任につきその補欠

案(中村重光君外九名提出、第八十二回国会衆

五、七〇〇円」に改める。

小坂徳三郎君
有馬 元治君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

第七是

（答弁通知書受領）
一、昨十七日、内閣から、衆議院議員木原実君提出石油パイプライン事業法に基づく諸規則の運用の実態に關する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十三年十二月二日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

「三三七、二〇〇円」に、「一〇一、九〇〇円」を
「一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を
「一九七、三〇〇円」に、「七六、八〇〇円」を
「一八三、六〇〇円」に、「六八、九〇〇円」を
「一七五、五〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を
「一五八、三〇〇円」に、「四五、六〇〇円」を
「五一、三〇〇円」に、「一三六、二〇〇円」を

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。
昭和五十三年九月二十七日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

律第七十五号)の一部を次のように改正する。

八九〇〇年正月廿二日

理
由

1

卷之三

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の裁官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「一〇〇円」に、「七六、八〇〇円」を「八三、六〇〇円」に、「六八、九〇〇円」を「七五、五〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を「五

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号

朗読を省略した議長の報告

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官の報酬等に関する法律の別表に定める判事補の報酬及び五号以下の簡易裁判所判事の報酬については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額におおむね準じてこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十三年四月一日にさかのぼつて適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、一部の裁判官の給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、四千万円である。右報告する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、「一七六、八〇〇円」を「一八三、六〇〇円」に、「一六八、九〇〇円」を「一七五、五〇〇円」に、「一五二、四〇〇円」を「一五八、三〇〇円」に、「一四五、六〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三六、一〇〇円」を「一四一、五〇〇円」に、「一三〇、六〇〇円」を「一三五、七〇〇円」に、「一一一、〇〇〇円」を「一二六、七〇〇円」に、「一一五、二〇〇円」を「一九、六〇〇円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 検事(検察官の俸給等に関する法律別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受け者を除く)及び副検事(同法第九条に定める者を除く)の俸給月額又は同法別表検事の項の俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月額の俸給を受ける者を除く)が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与との内払とみなす。

理由

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察

官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 検察官の俸給等に関する法律の別表に定める九号以下の検事の俸給及び二号以下の副検事の俸給については、これに対応する一般職の職員の俸給の増額におおむね準じてこれを増額する。

2 右の改正は、昭和五十三年四月一日にさかのぼつて適用する。

二 議案の可決理由

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、一部の検察官の給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、一億一千万円である。右報告する。

昭和五十三年九月十七日

法務委員長 鳴田 宗一

衆議院議長 保利 茂殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

特定不況地域離職者臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情に鑑み、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、一部の検察官の給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、一億一千万円である。右報告する。

昭和五十三年九月十七日

法務委員長 鳴田 宗一

衆議院議長 保利 茂殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

特定不況地域離職者臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情に鑑み、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、一部の検察官の給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、一億一千万円である。右報告する。

昭和五十三年九月十七日

法務委員長 鳴田 宗一

衆議院議長 保利 茂殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

特定不況地域離職者臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情に鑑み、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、検察官についても、一般的政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

二 議案の可決理由

本案は、一般的政府職員の給与の改善に伴い、一部の検察官の給与を改善しようとするもので、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、一億一千万円である。右報告する。

昭和五十三年九月十七日

法務委員長 鳴田 宗一

衆議院議長 保利 茂殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

特定不況地域離職者臨時措置法案

右

国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 起夫

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。別表検事の項中「二八五、九〇〇円」を「二九五、八〇〇円」に、「二五六、八〇〇円」を「二六六、二〇〇円」に、「二三七、三〇〇円」を「二四六、一〇〇円」に、「二一九、九〇〇円」を「二二七、二〇〇円」に、「二一〇、九〇〇円」を「二一〇九、六〇〇円」に、「一九〇、一〇〇円」を「一九七、三〇〇円」に、

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 起夫

一般の政府職員の給与改定に伴い、一部の検察

(事業主等の責務)
第三条 事業主は、

(事業主等の責務)

拓、職業指導の実施及び就職のあつせんを行ふ等必要な措置を講ずるものとする。

(事業主等の責務)
第三条 事業主は、特定不況地域内に所在する事業所に關し事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

拓、職業指導の実施及び就職のあつせんを行ら
等必要な措置を講ずるものとする。

り雇用されている労働者
用保険法第六十一条の二
険者等に該当するものに
雇用安定事業として、景
変化その他の経済上の理
小等を余儀なくされた場
その他雇用の安定を図る
する事業主に対して、當

(これらの者のうち雇
第一項に規定する被保
限る。)に関し、同条の
氣の変動、産業構造の
由により事業規模の縮
合における失業の予防
ために必要な措置を講
該措置に必要な助成及
、況のをすい

吸収率の定められていて「吸収率」という。(まことに)國等又は地方公共團體が請負契約その他の契約を施行する者を含む。次に事業主体等」という。(まことに)紹介により、常に吸収率を地域離職者を雇い入

次項において「公共事業
に該当する数の特定不
定性」は、公共職業安定所の
公募等（これらの中のものと
しては、公募等の公募等）に基
づいて、その事業

2 特定不況地域内に所在する事業所の事業主及びその団体は、当該事業所において当該事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

「十三条の規定の適用について」は、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは、「特定不況地域離職者臨時措置法第七条に規定する受給資格標準」として、再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは、「政令で定める日数に三十日を加算する」とある。

2 ひ援助を行うものとする。

政府は、特定不況地域離職者（雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する被保険者等に該当する者に限る。以下この項において同じ。）に該当し、同法第六十二条の雇用改善事業として、特定不況地域離職者を雇い入れる事業主に対し

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定不況地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇

2 い。
地方公共団体は、前項の国の施策に協力する
に関し行われる事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため事業主に対し必要な援助を行うよう努めるとともに、特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならぬ。

第八条 特定不況地域離職者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十年以上である者に限る。)であるものに対する同法第三十三条ノ十二ノ二の規定の適用について、えた日数」とする。

3 労働大臣は、前二項の規定により事業主に対して行う助成及び援助を行ふものとする。

法第六十一条の二第三項又は第六十二条第二項に規定する必要な基準を定めようとするときには、前二項に規定する者の失業の予防、再就職の状況等を考慮して行わなければならない。

い入れることができる。
第十三条 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への特定不況地域離職者の吸収に関する必要な事項は、労働省令で定める。

第十二条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二条の規定は、特定不況地域である地域について

とともに、特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならぬ。
（職業訓練）

では、同条第一項中「政令ヲ以て定ムル基準」であるのは「特定不況地域離職者臨時措置法(第二条ニ規定スル者ノ再就職ノ状況等ヲ考慮シ政令ヲ以て定ムル基準」と、同項及び同条第二項中

(公共事業への就労促進)

2 特定不況地域が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二条第四項に規定する特定地域である場合においては、前条第一項中「特
別は、適用しない。

第五条 国及び雇用促進事業団は、特定不況地域において一時に多数の離職者が発生した場合における対処し、特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは「政令ヲ以テ定ムル日数」とテ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」である。

の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得てゐる法人であつて、政令で定めるものに限る。）（次項において「国等」という。）自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業を

定不況地域離職者」とあるのは、「特定不況地域離職者」(中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二条第三項に規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。)とする。

(中央職業安定審議会への諮問等)

第十三条 労働大臣は、第七条の規定により読み替えられた雇用保険法第二十三条第一項の基準を定めようとするとき、その他のこの法律の施行

措置を講ずるよう努めるものとする。

(特定不況地域離職者等に係る雇用安定事業等の特例)

いう。以下この条において同じ。)について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特字

に亘する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聽かなければならない。

臨時措置法（第二十条の規定に限る。）及び特定不況地域離職者臨時措置法（第十一条及び第十二条の規定に限る。）に改める。

第十条の二第六号中「及び特定不況業種離職者」を「特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者」に改める。

第十九条第一項中「及び特定不況業種離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）を、特定不況業種離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）及び特定不況地域離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）に改める。

理由

雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況地域離職者等の職業及び生活の安定を図るために、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定不況地域離職者臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生すること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするものである。

1 「特定不況地域」とは、特定不況地域中小企業対策臨時措置法に基づき政令で定める区域及びその近隣の地域のうち、その地域に居住する離職者等に関し特別の措置を講ずる必要があるものとして、あらかじめ都道府県知事の意見を聴き、労働大臣が指定する地域をい

うものとし、「特定不況地域離職者」とは、特定不況地域に居住する離職者及び特定不況地域内の事業所において雇用されていた離職者のうち一定の要件に該当するものをいうものとすること。

2 特定不況地域における失業の予防及び再就職の促進等に関する国、地方公共団体及び事業主等の責務を明らかにするものとすること。

3 国及び雇用促進事業団は、特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施について特別の措置を講ずるものとすること。

4 公共職業安定所は、特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、求人の開拓、職業指導の実施及び就職のあつせん等の必要な措置を講ずるものとすること。

5 特定不況地域離職者である雇用保険の受給資格者は又は船員保険の失業保険金の支給を受けることができる者であつて、四十歳以上のもののうち一定の要件に該当すると認めるものに対しては、九十日の延長給付を行うことができるものとすること。

6 政府は、特定不況地域離職者等に関し、景気の変動等により事業規模の縮小等を余儀なくされた場合における失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対しては、雇用安定事業として、また特定不況地域離職者を雇い入れる事業主に対しても、雇用を定めたものとすること。

7 労働大臣は、特定不況地域において計画実施される公共事業について、特定不況地域離職者の吸収率を定めることができるものとし、国及び地方公共団体等は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定不況地域離職者を雇い入れていなければならぬものとすること。

8 労働保険の保険料の徴収等に関する法律を改正し、昭和五十四年四月一日から雇用保険の保険料率を千分の一（労使折半の負担）引き上げるものとすること。

9 右のほか、船員になるうとする者に関する特例その他の所要の規定を整備するものとすること。

10 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

11 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

12 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

13 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

14 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

15 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

16 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

17 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

18 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

19 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

20 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

21 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

22 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

23 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

24 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

25 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

26 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

27 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

28 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

29 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

30 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

31 この法律は、8の保険料率の引き上げに関する規定を除き、公布の日から施行するものとし、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとすること。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

1 特定不況地域の指定については、雇用情勢の急激に悪化している地域に施策の効果が及ぶよう、関係省庁間の連携を密にし、かつ、関係地方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

2 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

3 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

4 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

5 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

6 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

7 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

8 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

9 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

10 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

11 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

12 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

13 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

14 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

15 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

16 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

17 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

18 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

19 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

20 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

21 特定不況地域離職者に対する援助措置について、特定不況業種離職者等の援護措置との均衡を考慮して、今後引き続きその内容の充実に努め、あわせて雇用保険被保険者以外の新たな方公共団体の意見を尊重して、弾力的に行うこと。

〔別紙〕

衆議院議長 保利 茂殿

特定不況地域離職者臨時措置法案に対する附帯決議

3 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、当該届出について、広域にわたる調査を行うことが必要であるときその他同項の期間内に同項の規定による勧告をすることができない合理的な理由があるときには、同項の規定にかかるわらず、二月を超えない範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、当該届出をした者に対し、同項の期間内に、その延長する期間及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。

4 第一項の場合において、通商産業大臣又は都道府県知事は、同項の期間が満了する日前に、当該届出に係る事項が直ちに実施されてもその届出に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないことが明らかであると認めるときは、当該届出に係る事項について同項の規定による勧告をしないことを決定し、その旨を当該届出をした者に通知することができる。

5 前項の規定による通知を受けた者が、その通知を受けたところに従つて、第五条第一項の規定による届出に係る開店日若しくは前条第一項の規定による届出に係る繰上げ後の開店日の繰上げをし、又は同条第二項の規定により届出に係る店舗面積を増加する日を繰り上げて店舗面積の増加をする場合には、同条

第一項又は第二項の規定は、適用しない。

第一項又は第二項の規定は、適用しない。
第八条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「意見をきいて」を「意見を聴いて」とする。又は都道府県大規模小売店舗審議会の意見を聴いて、「四月」を「五月」に、「減少すべき」を「削減すべき」に改め、同条第二項中「大規模小売店舗審議会」の下に「又は都道府県大規模小売店舗審議会」を加え、「きかれた」を「聴かれた」に改め、同条に次の二項を加える。

第十四条第一項中「通商産業大臣は、大規模小売店舗を「通商産業大臣又は都道府県知事は、その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗は、第二種大規模小売店舗」に改め、同条第三項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「同条第二項または第三項」を「整」に、「同条第一項」を「同項」に改め、「場合において」の下に「同項の規定による届出の場合の区分に応じ」を加える。

地を管轄する都道府県知事を経由してしなければならない。

第十五条の見出しを「市町村長及び商工会議所等への通知」に改め、同条中「通商産業大臣は、第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出」を「都道府県知事は、開店日等の届出(当該都道府県知事を経由して通商産業大臣にされるものを含む。)に、「その他その大規模小売店舗における小売業の事業活動に対応してその周辺の中大小小売業の近代化を行なうに際し参考となる事項」を「その他の事項」に、「大規模小売店舗の」を「届出に係る大規模小売店舗が所在する市町村の長及びその」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(都道府県知事等の意見の申出)
第十五条の二 都道府県知事は、
知事を経由してされた第一種太

3 在における小売業に係る開店日等の届出について、その届出に係る事項が実施されることにて、よりその届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に及ぼす影響等に関し、通商産業大臣に対し、意見を申し出ることができる。

4 市町村長は、前条の規定により通知された事項について、その通知をした都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

第十五条の二 都道府県知事は、第七条第一項

(第九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による審査をするに際し必要があるときは、国の関係行政機関の長に対し、助言を求めることができる。

第一三条の四 都道府県知事の許可により、第一二種大規模小売店舗における小売業の事業活動、開設二回以上販賣の開設許可による二

の調整に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県大規模小

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号

同大規模小報告書

その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項（第四条第一項の規定による届出をした小売市場開設者にあっては、その届出に係る第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び第四条第一項に規定する貸付条件）を変更したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第八条を削る。

第九条第一項中「第三条第一項の許可」を「第三条第一項又は第四条第一項の規定による届出」に、「譲渡、貸付」を「譲渡し、貸付け」に、「小売市場開設者」を「その届出をした者」に改め、同条第二項中「小売市場開設者について」を「前項に規定する届出をした者について」に、「政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の」を「当該建物の全部又は一部でその届出に係るものにつきその届出をした者の」に改め、同条第三項中「小売市場開設者」を「第一項に規定する届出をした者」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（経過措置の政令への委任）

第九条 第四条に定めるもののはか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十条及び第十二条を次のように改める。

第十一条及び第十二条 削除

第十四条の二を削る。

第十五条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四号を削る。

第十六条の二から第十六条の六までを削る。

第十七条中「第十六条の二第一項の規定による申出に係るもの及び」を「大規模小売店舗にお

第十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣（その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

第十九条第一項中「第三条第一項の許可に係る建物」を「指定地域内の小売市場」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は、前項の異議申立てがあつたときは」を「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下による裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は、」「行わなければ」を「行つた後にしなければ」に改め、同条第四項中「際しては、」の下に「審査請求人又は」を加える。

第二十一条の二を削る。

第二十二条中「第一条の二第三項第二号」を削り、「第四条第二項、第五条第一号、第六条第三項、」を「第三条第一項第四号及び第二項、第四条第一項第三号及び第二項、第五条第二項及第十三条第一項第三項、第六条第一項並びに第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項（第十六条の五第一項において準用する場合を含む。）」を削る。

第二十二条第三条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金とする」に改める。

第二十三条第一項中「第六条第二項、第七条第三項又は第九条第三項」を「第四条第一項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を削る。
第二十五条次の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。
一 第二条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）
二 第七条第一項又は第八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧大規模小売店舗法」という。)第三条第四項の規定によりされた届出(この法律の施行前にされた同条第五項の公示に係るものを除く。)であつて、建物内の店舗面積(第一条の規定による改正後の「新大規模小売店舗法」第三条第一項の規定による小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新大規模小売店舗法」という。)第二条第一項の店舗面積をい。以下同じ。)の面積を五百平方メートルを超える種別境界面積(新大規模小売店舗法第三条第一項の種別境界面積をい。以下同じ。)未満とする者のしたものは、新大規模小売店舗法第三条の二第一項の規定による届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧大規模小売店舗法第二条第二項の大規模小売店舗であるものにおける小売業の営業開始の制限及びこの法律に処する。

の施行の際現に当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者の当該大規模小売店舗における店舗面積の増加の制限に関する新大規模小売店舗法第四条の規定の適用については、同条中「七月」とあるのは、「六月」とする。

第四条 この法律の施行の日前にされた旧大規模小売店舗法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に関する新大規模小売店舗法第七条第一項及び第八条第一項（これらの規定を新大規模小売店舗法第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新大規模小売店舗法第七条第一項中「四月」とあるのは「三月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」と、新大規模小売店舗法第八条第一項中「五月」とあるのは「四月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」とし、当該届出については、新大規模小売店舗法第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。

第五条 附則第二条に規定する場合のほか、旧大規模小売店舗法の規定によつてした処分、手續その他の行為は、新大規模小売店舗法中にこれに相当する規定があるときは、新大規模小売店舗法によつしてしたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に新大規模小売店舗法第三条第一項に規定する建物でその建物内の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える種別境界面積未満であるものを設置している者（小売業を営むための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下「建物設置者」という。）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建物設置者が二人以上である場合においては、これらの方の全部が、又はその一部が

共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行なうことができる。

2 前項の規定による届出は、新大規模小売店舗法第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 建物設置者は、新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際に供し又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第七条 新大規模小売店舗法第四条第一項の規定は第二種大規模小売店舗（新大規模小売店舗法第二条第四項の第二種大規模小売店舗をいう。以下同じ。）について、新大規模小売店舗法第四条第二項の規定は第二種大規模小売店舗に係る新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示の際当該第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者について、この法律の施行の日から起算して七月間は、適用しない。

第八条 この法律の施行の日から起算して五月を経過する日までに第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に関する新大規模小売店舗法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の五月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第九条 前条に規定する者（前条に規定する期間内にその店舗面積の増加をしようとする者を含む。）に関する新大規模小売店舗法第六条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「繰上げ後の開店日の五月前までに」とあり、同条第二項中「店舗面積を増加する日の五月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第十条 前条に規定する者がした新大規模小売店舗法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、新大規模小売店舗法第七条第一項の規定は、適用しない。

第十一條 附則第六条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

（小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行の際に第二条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法（以下「旧小売商業法」という。）第三条第一項の許可を受けている者は、その許可に係る小売市場が第二条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法（以下「新小売商業法」という。）第三条第一項の小売市場に該当するものである場合には、

当該許可に係る貸付条件又は譲渡条件について同項の規定による届出をしているものとみなす。

2 前項の規定により新小売商業法第三条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者の当該貸付条件又は譲渡条件については、新小売商業法第六条第一項の規定は、適用しない。

第十三条 この法律の施行前に旧小売商業法第三条第一項又は第七条第一項（第一号を除く。）の許可の申請をした者は、その申請に係る建物が新小売商業法第三条第一項の小売市場に該当するものである場合には、当該申請に係る貸付条件若しくは譲渡条件又はこれらの変更について新小売商業法第三条第一項又は第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則の適用）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第十五条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第一条第二項に規定する

大規模小売店舗」を「第二条第三項に規定する第一種大規模小売店舗」に改める。

理由

最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にからみ、消費者の利益の保護に配慮しつつ、中小小売業の事業活動の機会を適正に確保し、小売業の正常な発達を図るために、大規模小売店舗とされる建物の範囲を拡大し、その拡大された部分に属する建物における小売業の事業活動の調整を都道府県知事に行わせるとともに、これに関連して小売市場の許可その他の小売業の事業活動の調整に関する制度の整備を行うとともに、これに関連して小売市場に該当するものである場合には、

当該許可に係る貸付条件又は譲渡条件について同項の規定による届出をしているものとみなす。

2 前項の規定により新小売商業法第三条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者の当該貸付条件又は譲渡条件については、新小売商業法第六条第一項の規定は、適用しない。

3 都道府県は、条例で、都道府県大規模小売店舗審議会を設置することができる。

（4） 第一種大規模小売店舗に係る通商産業大臣への届出については、都道府県知事経由とし、都道府県知事は、当該届出に係る事項が実施されることによる周辺中小小売業の事業活動に及ぼす影響等に關し、通商産業大臣に意見を申し出ることができる。

（5） 届出から勧告までの期間を現行の三月以内から四月以内に改め、必要に応じてさらに二月を限度として期間の延長をすることができる」とし、勧告の必要がない案件については期間の短縮を行い得ることとする。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、第八十四回国会開法第八二号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢の変化にからみ、調整の対象となる大規模小売店舗の範囲を拡大し、それに対し、通商産業大臣及び都道府県知事が調整を行うこととするとともに、これに関連して小売業の事業活動の調整に関する整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正

（1） 大規模小売店舗の基準面積を現行の千五百平方メートル以上、十大都市にあつては三千平方メートル以上）については、通商産業大臣が調整を行い、第二種大規模小売

店舗（対象店舗面積五百平方メートルを超える五百平方メートル未満のもの、十大都市にあつては五百平方メートルを超える三千平方メートル未満のもの）については都道府県知事が調整を行うこととする。

（3） 都道府県は、小売市場の届出に係る貸付条件等について、必要と認めるとき

は、その変更を勧告することができる」とし、勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとする。

（2） 第一種大規模小売店舗（対象店舗面積一千五百平方メートル以上、十大都市にあつては三千平方メートル以上）については、通商産業大臣が調整を行い、第二種大規模小売

店舗（対象店舗面積五百平方メートルを超える五百平方メートル未満のもの、十大都市にあつては五百平方メートルを超える三千平方メートル未満のもの）については都道府県知事が調整を行うこととする。

（3） 都道府県は、小売市場の届出に係る

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正)

第一条 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)の一部を次のよう改正する。

日次中「第十四条」を「第十四条の二」に、「第十五条」を「第十四条の三」に改める。

第二条第二項中「次条第二項又は第三項の公示に係る建物」を「第一種大規模小売店舗及び第二種大規模小売店舗」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律で「第一種大規模小売店舗」とは、

次条第二項若しくは第三項又は第三条の二第

本案は、最近における小売業をめぐる諸情勢の変化に対応して、中小小売業の事業活動の機会を適正に確保するための措置としておむね有効適切なものと認めるが、大規模小売店舗に係る届出から勧告までの期間の延長限度、小売市場に対する規制及び大規模小売店舗以外の大企業者による小売業に対する調整等について、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十三年十月十七日

衆議院議長 保利 茂殿

商工委員長 橋口 隆

(小字及び一は修正)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

三項の規定による通商産業大臣の公示に係る建物をいう。

規模小売店舗について」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗について」に、「その大規模小売店舗を「その調整の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に改め、同条第七項中「基準面積をこえて」を「五百平方メートルを超えて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

あつては、それらの開店日等の届出及びその時以後にされた同号に規定する開店日等の届出について、第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による勧告又は第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第一項の規定による命令をする必要がないと認められるとき。

通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知があつたときは、その通知に係る建物につき前条第二項の規定の例により

4 前項の公示があつたときは、その公示がさしこう一、旨を記入して署名捺印する。

第三条の二 建物の戸面積を変更し、又は新規の一部の用途を変更することにより、第一種の大規模小売店舗内の店舗面積の合計を五百平方メートルを超え種別境界面積未満とし、又は第二種大規模小売店舗内の店舗面積の合計を種別境界面積以上とする者は、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣及び都道府県知事に届け出なければならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、その調査の公示に係る第一種大規模小売店舗又は第

第二種大規模小売店舗に掲げられた店舗の表示を除去するとともに、前条第一項の規定の例により新たに表示を掲げなければならぬ

い。
第四条中「前条第一項」を「第三条第一項」に、
「六月」を「七月」に改める。

第五条第一項中「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」に、

「一四六」を「五戸」に、「通商産業大臣」を「通商産業省大臣」に、「第一種大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗又は第二種大規模小売店舗」として、つき調整の公示をした通商産業大臣又は都道府県知事

大規模小売店舗に改め、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加える。

第六条第一項及び第二項中「四戸」を「五戸」に改め、「通商産業大臣」の下に「又は都道府県原知事」を加える。

第七条第一項中「通商産業大臣」の下に「マ

止する法律案及び
一九三

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号 同報告書 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案及び

臣に対し、意見を申し出ることができる。
 2 市町村長は、前条の規定により通知された事項について、その通知をした都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。

(助言)

第十五条の三 都道府県知事は、第七条第一項第九条第四項において準用する場合を含む。の規定による審査をするに際し必要があるときは、国の関係行政機関の長に対し、助言を求めることができる。

(都道府県大規模小売店舗審議会)

第十五条の四 都道府県知事の諮問に応じ第二種大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する重要な事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、都道府県大規模小売店舗審議会を設置することができる。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第三項第一号ロを除き、」を削り、同条第二項中「(次項第二号に該当するもの)を除く。」を削り、同条第三項中「際しては、」の下に「審査請求人又は」を加える。

第二十条中「五万円」を「十万円」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第十七条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は、」を削り、「異議申立てがあつたときは、」を「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は」に改め、同条第三項中「際しては、」の下に「審査請求人又は」を加える。

第十八条中「五万円」を「十万円」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

第二条 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第三項第一号ロを除き、」を削り、同条第二項中「(次項第二号に該当するもの)を除く。」を削り、同条第三項中「(一)の建物」を「これを第一項の建物に、(合せたものをもつて)を「合わせたものをもつて同項の」に改め、同条第四項を削る。

第二十条中「五万円」を「十万円」に改める。

(小売商業調整特別措置法の一部改正)

2 都道府県大規模小売店舗審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第十六条第一項中「通商産業大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、「大規模小売店舗」を「第一種大規模小売店舗若しくは第二種大規模小売店舗」に改める。

第十七条の見出し中「異議申立て」を「不服申立て」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は、」を削り、「異議申立てがあつたときは、」を「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は」に改め、同条第三項中「(一)の建物」を「これを第一項の建物に、(合せたものをもつて)を「合わせたものをもつて同項の」に改め、同条第四項を削る。

第三条第三項中「(二)の建物に、(合せたものをもつて)を「合わせたものをもつて同項の」に改め、同条第四項を削る。

第四条及び第五条を削る。

(第一項第一号の次に次の号を加える。)

12 前項の規定による届出には、その建物の所在する場所を示す図面、その建物の貸付契約書案又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三条第三項中「(三)の建物に、(合せたものをもつて)を「合わせたものをもつて同項の」に改め、同条第四項を削る。

二の二 その建物内の店舗面積の合計及び区分

第六条の見出しを削り、同条第一項中「供する」を「供せるため」に改め、「その建物につき」を削り、「時に、」を「日から月以内に、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及びその建物をその店舗の用に供させるため貸し付けている小売商に適用しているその建物に係る貸付条件を」に、「所在する場所」を「所在地」に、「から第三条第一項の許可を受けたものとみなす」を「に届け出なければならない」に改め、同項第一号中「なつている」を「されている」に、「時」を「日」に改め、同項第二号中「第三条第一項」を「前条第一項」に、「改廢」を「改正」に、「時」を「日」に改め、同項に次の一號を加える。

三 その建物内の店舗面積の区分が変更されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物 その建物が小売市場とされることとなつた日(時)及び指定地域内の小売市場の全部又は一部をその店舗の用に供させるため小売商に貸し付けトル未満の店舗面積に区分され、かつては「譲り渡す」とする者は、当該建物の全部又は一部を当該小売商に貸し付け、又は譲り渡すために最初に貸付契約又は譲渡契約を締結する日の一月前までに、次の事項をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならぬ。この次に次の二條を加える。

(貸付条件等の変更の届出)

第五条 小売市場開設者(第三条第一項に規定する者(当該貸付け又は譲渡しの一部をした者を含む。)及び指定地域内の小売市場の全部又は一部をその店舗の用に供させるため小売商に貸し付けている者をいう。以下同じ。)は、その建物をその店舗の用に供せるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用する当該建物に係る貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするときは、その変更

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 その建物の所在する場所並びにその建物内の店舗面積の合計及び区分
- 三 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用するその建物に係る貸付料金の額その他の主務省令で定める貸付条件(以下単に「貸付条件」という。)又は譲渡代金の額その他の主務省令で定める譲渡条件(以下単に「譲渡条件」という。)

五 その届出をする際にその建物の一部をその店舗の用に供せるため小売商に貸し付けている者にあつては、その小売商に適用しているその建物に係る貸付条件

六 第三条第二項を次のように改める。

第三条第二項を次のように改める。

四 その建物をその店舗の用に供せるため貸し付け、又は譲り渡す小売商に適用するその建物に係る貸付料金の額その他の主務省令で定める貸付条件(以下単に「貸付条件」という。)又は譲渡代金の額その他の主務省令で定める譲渡条件(以下単に「譲渡条件」という。)

五 その届出をする際にその建物の一部をその店舗の用に供せるため小売商に貸し付けている者にあつては、その小売商に適用しているその建物に係る貸付条件

後の貸付条件又は譲渡条件を適用して最初に貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更する日の二ヶ月前までに、その変更後の貸付条件又は譲渡条件をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

[2] 小売市場開設者は、第三条第一項、前条第一項又は前項の規定による届出をした場合において、その届出に係る貸付条件又は譲渡条件を適用しないで、その届出に係る建物をその店舗の用に供させるため小売商を相手方とする貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更しようとするときは、その貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更する日の二ヶ月前までに、その貸付契約又は譲渡契約を締結し又は変更しなければならない。

[3] 前二項の規定による届出には、当該貸付契約書又は譲渡契約書その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(変更勧告等)

[第六条] 都道府県知事は、第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る第三条第一項第四号の貸付条件若しくは譲渡条件又は前条第一項の変更後の貸付条件若しくは譲渡条件若しくは同条第一項の貸付契約若しくは譲渡契約の内容(以下「貸付条件等」という。)が建物の位置及び構造、土地及び建物の取得、維持管理等に要する費用並びに類似店舗の貸付条件又は譲渡条件その他の経済事情を参照して主務省令で定める基準に適合せず、かつ、その届出に係る建物をその店舗の用に供せるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の経営の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、主務省令で定めるところによりその届出をした者に対し、その届出に係る貸付条件等を変更すべきことを勧告することができることある。第三条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により届出を要する場合において、これを怠つて締結され又は変更された同項の貸付契約又は譲渡契約の内容につき、その締結し又は変更した者に対しても、同様とする。

[2] 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第七条を次のように改める。

(氏名等の変更の届出等)

[第七条] 小売市場開設者は、第五条第一項又は次項の規定による届出を要する場合を除き、その届出に係る第三条第一項各号に掲げる事項(第四条第一項の規定による届出をした小売市場開設者においては、その届出に係る第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び第四条第一項に規定する貸付条件)を変更したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

出に係る第三条第一項各号に掲げる事項(第四条第一項の規定による届出をした小売市場開設者においては、その届出に係る第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事項及び第四条第一項に規定する貸付条件)を変更したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

[2] 小売市場開設者は、その小売市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第八条を削る。

[第九条] 第九条第一項中「第三条第一項の許可」を「第三条第一項又は第四条第一項の規定による届出」に、「譲渡、貸付」を「譲渡し、貸付け」に、「小売市場開設者」を「その届出をした者」に改め、同条第二項中「小売市場開設者について」を「前項に規定する届出をした者について」に、「政令で定めるところにより当該建物に係る小売市場開設者の」を「当該建物の全部又は一部でその届出に係るものにつきその届出をした者の」に改め、同条第三項中「小売市場開設者」を「第一項に規定する届出をした者」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置の政令への委任)

[第九条] 第四条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は政令する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十条及び第十二条を次のように改める。

(経過措置の政令への委任)

[第十一条] 第六条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一条及び第十二条を次のように改める。

(経過措置の政令への委任)

[第十三条] 第六条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十四条の二を削る。

第十五条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第四号を削る。

第十六条の二から第十六条の六までを削る。

(商店街振興組合等による調査の申出等)

[第十六条] 第六条に定めるもののほか、第三条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

協同組合であることをその直轄又は間接の会員の資格とする協同組合連合会(以下この条において「商店街振興組合等」といふ)は、この法律の適用については、中小小売商店團体とみなす。この場合において、第十四条の二第一項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第一項中「中小小売商店團体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業」とあるのは、「中小小売商店(当該同種の物品の販売事業を行う中小小売商店をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同じ。)の經營」と読み替えるものとする。

第十七条中「第十六条の一第一項の規定による申出に係るもの及び一を「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第二百九号)第二条第二項に規定する」に改め。

第十八条第二項中「前項」を「第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。」

前項の主務大臣は、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣(その勧告の対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又は連合会であるときは、その勧告の対象となる者の当該事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣)とする。

第十九条第一項中「第三条第一項の許可に係る建物」を「指定地域内の小売市場」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条の見出しを「(不服申立て)」に改め、同条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は、前項の異議申立てがあつたときは、」を「審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は」に、「行わなければ」を「行つた後にしなければ」に改め、同条第二項中「際しては、」の下に「審査請求人又は」を加える。

第二十条の二を削る。

第二十一条中「第六条第三項を「第六条第一項第三号及び第三項に、並びに」に改め、「第六条第一項の二第一項第一号」を削り、「第四条第一項、第五条第一号、第六条第三項並びに」に改め、「第十四条の二第一項、第十六条の二第一項及び第十六条の二第一項(第十六条の五第一項において準用する場合を含む。)」を削る。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 第三条第一項又は第五条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条第一号中「第六条第一項、第七条第三項又は第九条第二項」を「第四条第一項に改め、同条第二号中「又は第二項」を削る。

第二十五条を次のように改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧大規模小売店舗法」という。)第三条第四項の規定によりされた届出(この法律の施行前にされた同条第五項の公示に係るもの)を除く。)であつて、建物内の店舗面積(第一条の規定による改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新大規模小売店舗法」という。)第二条第一項の店舗面積をいう。以下同じ。)の合計を五百平方メートルを超える種別面積(新大規模小売店舗法第三条第一項の種別面積をいう。以下同じ。)未満とする者のしたものは、新大規模小売店舗法第三条の二第一項の規定による届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に旧大規模小売店舗法第二条第一項の大規模小売店舗であるものにおける小売業の営業開始の制限及びこの法律の施行の際現に当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者の当該大規模小売店舗における店舗面積の増加の制限に関する新大規模小売店舗法第四条の規定の適用については、同条中「七月」とあるのは、「六月」とする。

第四条 この法律の施行の日前にされた旧大規模小売店舗法第五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出に関する新大規模小売店舗法第七条第一項及び第八条第一項(これらの規定を新大規模小売店舗法第九条第四項について準用する場合を含む。)の規定の適用については、新大規模小売店舗法第七条第一項中「四月」とあるのは「三月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」と、新大規模小売店舗法第八条第一項中「五月」とあるのは「四月」と、「削減すべき」とあるのは「減少すべき」とし、当該届出については、新大規模小売店舗法

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び同報告書

一九八

第七条第三項及び第八条第三項の規定は、適用しない。

第五条 附則第二条に規定する場合のほか、旧大規模小売店舗法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新大規模小売店舗法中にこれに相当する規定があるときは、新大規模小売店舗法によつしたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に新大規模小売店舗法第三条第一項に規定する建物でその建物内の店舗面積の合計が五百平方メートルを超えて種別境界面積未満であるものを設置している者（小売業を営むための店舗以外の用に供又は供させたためその建物の一部を設置している者を除く。以下「建物設置者」という。）は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項をその建物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建物設置者が一人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行うことができる。

2 前項の規定による届出は、新大規模小売店舗法第三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 建物設置者は、新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際現に供し又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第七条 新大規模小売店舗法第四条第一項の規定は第二種大規模小売店舗（新大規模小売店舗法第二条第四項の第二種大規模小売店舗をいう。以下同じ。）について、新大規模小売店舗法第四条第二項の規定は第二種大規模小売店舗に係る新大規模小売店舗法第三条第二項又は第三項の公示の際當該第二種大規模小売店舗において小売業を営んでいる者について、この法律の施行の日から起算して七月間は、適用しない。

第八条 この法律の施行の日から起算して五月を経過する日までに第二種大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に関する新大規模小売店舗法第五条第一項の規定の適用については、同項中「その営業の開始の日（以下「開店日」という。）の五日前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

第九条 前条に規定する期間内にその店舗面積の増加をしようとする者を含む。に關する新大規模小売店舗法第六条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「繰上げ後の開店日の五日前までに」とあり、同条第二項中「店舗面積を増加する日の五日前までに」と

あるのは、「あらかじめ」とする。

第十条 前条に規定する者がした新大規模小売店舗法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第二項の規定による届出については、新大規模小売店舗法第七条第一項の規定は、適用しない。

第十二条 附則第六条第三項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して同項の刑を科する。

（小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の小売商業調整特別措置法（以下「旧小売商業法」という。）第二条第一項の許可を受けている者は、その許可に係る小売市場が第二条の規定による改正後の小売商業調整特別措置法（以下「新小売商業法」という。）第二条第一項の小売市場に該当するものである場合には、当該許可に係る貸付条件又は渡譲条件について同項の規定による届出をしているものとみなす。

12 前項の規定により新小売商業法第三条第一項の規定による届出をしたものとみなされた者の当該貸付条件又は渡譲条件については、新小売商業法第六条第一項の規定は、適用しない。

第十三条 この法律の施行前に旧小売商業法第三条第一項又は第七条第一項（第一号を除く。）の許可の申請をした者は、その申請に係る建物が新小売商業法第三条第一項の小売市場に該当するものである場合には、当該申請に係る貸付条件若しくは譲渡条件又はこれらの変更について新小売商業法第三条第一項又は第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則の適用）

第十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（割賦販売法の一部改正）

第十五条 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第二条第一項に規定する大規模小売店舗」を「第一条第三項に規定する第一種

大規模小売店舗」に改める。

〔別紙〕

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 本法の重要性にかんがみ、改正点の趣旨を関係方面に周知徹底すること。

二 中小小売業の事業活動の機会が適正に確保されるよう、物品の販売事業を行う各種協同組合の活動についても、各協同組合法の趣旨にのっとり、所要の改善が行われるよう措置すること。

三 本法が施行されるまでの間、大規模小売店舗の駆込み的な新增設が行われることのないよう指導すること。

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。
昭和五十三年九月二十九日
内閣総理大臣 福田赳夫

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律
金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号中「第十八条第一項」の下に

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

内閣提出に関する報告書

国有鐵道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）

「及び附則第九条第一項」を加え、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則第九条を次のように改め、附則第十条から第十五条までを削る。

(臨時の業務)

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における金属鉱業をめぐる内外の経済的事情の悪化に対処するため、金属鉱業事業団の臨時の業務として、金属鉱業を営む者の経営の安定を図るために必要な資金の貸付けを行つて、通商産業省令で定める金属鉱業を営む者の経営の安定を図るために必要な資金の貸付けを行つて、通商産業大臣が指定する者に対する貸付けに必要な資金の貸付業務を追加しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における金属鉱業をめぐる内外の経済的事情の悪化に対処して、金属鉱業を営む者の経営の安定を図るために措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計補正予算において、金属鉱業經營安定対策に必要な経費として、三

十億四千四百万円が計上されている。

右の議案を提出する。

国有鐵道運賃法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和五十三年十月十六日

提出者

小此木彥三郎

石井 一

加藤 六月

佐藤 守良

浜田 幸一

賛成者

相沢 英之外三十名

国有鐵道運賃法の一部を改正する法律
国有鐵道運賃法（昭和二十三年法律第百十二号）

〔別紙〕

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、最近における金属鉱業の実情にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

二 当面の鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

三 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

四 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

五 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

六 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

七 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

八 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

九 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十一 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十二 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十三 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十四 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十五 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十六 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

十七 金属鉱業政策として、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用等現行諸制度の整備拡充を図るとともに、特定不況地域対策関連法令の運用に当たつては、鉱山地域の実情に対処し、特段の配慮を払うこと。

の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(營業キロ)

第七条の二 营業キロは、運輸省令で定めるところにより、營業線の線路又は航路(以下「線路等」という。)における隣接する駅の区間」として、

その距離を基礎として日本国有鉄道が定めるキロ数による。ただし、既設の線路等に接近し、又は並行して新設され、又は増設された線路等における隣接する駅の区間については、当該既設の線路等において相当する駅の区間がある場合には、その相当する駅の区間の距離を基礎として日本国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定めるキロ数によることができる。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この法律の施行の際現に日本国有鉄道が營業線の線路又は航路における隣接する駅の区間にについて適用している營業キロ程は、改正後の国有鉄道運賃法第七条の二の規定により日本国有鉄道が当該駅の区間にについて定めたキロ数とみなす。

官 報 (号 外)
理由
日本国有鉄道の運賃等の算定の基礎となる營業キロに関する規定を整備する必要がある。これ

が、この法律案を提出する理由である。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案

(小此木彦三郎君外四名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、国鉄の運賃等の算定の基礎となる營業キロに関する規定を整備しようとするもの

で、その内容は次のとおりである。

(一) 营業キロは、營業線の線路又は航路(以下「線路等」という。)における隣接する駅の区間

ごとに、その距離を基礎として国鉄が定めるキロ数によることを原則とする。ただし、既設の線路等に接近し、並行して新増設された線路等における隣接する駅の区間については、当該既設の線路等において相当する駅の区間がある場合には、その相当する駅の区間の距離を基礎として国鉄が運輸大臣の承認を受けた定めるキロ数によることができる。とすると

この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
この法律の施行の際現に日本国有鉄道が營業

業キロに関する規定を整備しようとするもので、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十三年十月十八日

運輸委員長 増岡 博之

衆議院議長 保利 茂殿

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

同和対策事業に対し必要な特別の措置を引き続

き講ずるため、同和対策事業特別措置法の有効

期限を昭和五十七年三月三十一日まで三年間延長

する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案は、同和対策事業に対し必要な特別の措置を引き続

き講ずるため、昭和五十四年三月三十一日限り効力を失うこととされている同和

対策事業特別措置法の有効期限を、昭和五十七

年三月三十一日まで三年間延長しようとするものである。

二 議案の可決理由
本案は、同和対策事業の実施状況にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

（総理府設置法の一部改正）
1 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)
附 則

この法律の施行の際現に国鉄が營業線の線

路又は航路における隣接する駅の区間にい

て適用している營業キロ程は、改正後の国有

鉄道運賃法第七条の二の規定により国鉄が当

該駅の区間にについて定めたキロ数とみなす旨

の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由
1 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七

号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和五十四年三月三十一日」を

「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

昭和五十三年十月十八日

衆議院議長 保利 茂殿

内閣委員会 始閑 伊平

〔別紙〕

同和対策事業特別措置法の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、同和問題の重要性にかんがみ、この問題の早急な解決を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 法の有効期間中に、実態の把握に努め、速やかに法の総合的改正及びその運営の改善について検討すること。

一 同和対策事業を実施する地方公共団体の財政上の負担の軽減を図ること。

一 同和問題に関する事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること。

右決議する。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物記入可

昭和五十三年十月十八日 衆議院会議録第八号

定価
一部
一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
電話 東京 五六二一四四二二(大字)
下107

11011